事業計画書

1　組織、人員及び運営に関する事項

法人の名称	（ふりがな）ほーむねっとかぶしきがいしゃ ホームネット株式会社
代表者氏名	（ふりがな）ふじた　きよし 代表取締役　　藤田　潔
主たる事務所又は営業所の所在地	（郵便番号　164-0001　） 東京都中野区中野 2-24-11　住友不動産中野駅前ビル 19 階 電話番号　03-6630-8037
メールアドレス	kyojuushien_osg@homenet-24.co.jp
ＨＰアドレス	https://www.homenet-24.co.jp/service/house/kyojyushien.html
支援業務を実施する部署	居住支援連携室
支援業務を実施する職員数	3 名
支援業務に係る相談・苦情等に対応する部署	居住支援連携室

2　支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

支援業務を行う事務所又は営業所の所在地	（郵便番号　164-0001　） 東京都中野区中野 2-24-11　住友不動産中野駅前ビル 19 階 電話番号　03-6630-8037	
支援業務を行う区域	☑県全域　□一部の市町（　　）	
支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲	法及び省令で定める者	栃木県賃貸住宅供給促進計画で定める者
	□ 低額所得者 □ 被災者（発災後３年以内） ☑ 高齢者 □ 障害者 □ 子どもを養育している者 □ 日本国籍を有しない者（外国人） □ 中国残留邦人 □ 児童虐待を受けた者 □ ハンセン病療養所入所者 □ DV 被害者 □ 北朝鮮拉致被害者 □ 犯罪被害者 □ 保護観察対象者等 □ 刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等 □ 困難な問題を抱える女性 □ 生活困窮者自立支援法援助を受けている者 □ 激甚災害等の区域内の住宅所有者	□ 海外からの引揚者 □ 新婚世帯 □ 原子爆弾被爆者 □ 戦傷病者 □ 児童養護施設退所者 □ 性的マイノリティ □ UIJ ターンによる転入者 □ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
	※「法及び省令で定める者」欄に記載のある住宅確保要配慮者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第２条及び同施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）第３条の規定による住宅確保要配慮者を省略して記載したものです。	

実施する支援業務	☑法第 62 条第一号に掲げる業務（登録住宅入居者の家賃債務の保証をする業務） ☑法第 62 条第二号に掲げる業務（住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談等） ☑法第 62 条第三号に掲げる業務（住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報提供、相談その他の援助を行う業務） ☑法第 62 条第四号に掲げる業務（賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供） □法第 62 条第五号に掲げる業務（住宅確保要配慮者からの委託に基づく、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における賃貸借契約の解除及び動産の保管・処分等） □法第 62 条第六号に掲げる業務（上記に掲げる各業務に附帯する業務） 内容（　　）
支援業務の具体的な内容及び実施方法	■法第 62 条第一号に掲げる業務 必要が生じた場合は、当社子会社で、国の登録事業者および認定家賃債務保証事業者であるエルズサポート株式会社〔登録番号第 18 号／国土交通大臣(認定)第 2 号〕と連携して実施。 ■法第 62 条第二号に掲げる業務 ・設置場所：東京都中野区中野 2-24-11　住友不動産中野駅前ビル 19 階 ・受付日時：月曜・水曜 9:00～18:00（祝日を除く） ・相談体制：専門相談員 2 名（月曜・水曜 9:00～18:00） ・周知方法：当社ホームページ・SNS、役所からの紹介、提携不動産店への周知 ■法第 62 条第三号に掲げる業務 定期的な見守り 当社の見守りサービス「見まもっ TEL プラス」、「HN ハローライト」、「GOOSE」を活用 （１）当該支援業務の内容 ・見まもっ TEL プラス ご利用者様に、電話（音声ガイダンス）にて、週 2 回、安否確認のご連絡をします。指定のご連絡先に操作結果がメールで通知されます。居室内死亡事故に伴う損失（原状回復費用、残存家財片付け費用）を 50 万円を上限に補償。 ・HN ハローライト ご自宅のトイレなどの電球を専用のライトに変更し、電球の使用状況を確認し、最終点灯（または消灯）から 24 時間が経過した場合に限り異常を検知し、利用者へ安否確認を行います。居室内死亡事故に伴う損失（原状回復費用、残存家財片付け費用）を 50 万円を上限に補償。 （２）対価及び提供の条件 ・見まもっ TEL プラス 初回登録料：10,000 円、月額費用：1,500 円 ・HN ハローライト 初回登録料：12,000 円、月額費用：1,500 円 ※いずれも税別表記 ※いずれも不動産管理会社を通じた申込及び契約、お支払いが条件となります。 ※見まもっ TEL プラスは、安否確認電話への応答同意が条件となります。 ※HN ハローライトは、電球設置可能ソケットの口金サイズ（E26 か E17）が必要です。 ■法第 62 条第四号に掲げる業務 行政機関や不動産関連団体等と連携した情報収集を行い、賃貸人および賃貸住宅管理事業者に対して以下の情報提供・提案を行うことで、住宅確保要配慮者の受け入れ促進を図ります。 ① 具体的なリスク低減策の提案 管理会社等に対し、単身高齢者の受け入れリスクを低減する実効的な策として、当社の独自見守りサービス(「見まもっ TEL プラス」、「HN ハローライト」、「GOOSE」)の導入・活用を提案します。 ② ニーズに応じた多様な情報提供 賃貸人や管理会社の多様なニーズに応じ、居住支援セミナーへの講師派遣、セミナー動画の提供、各種支援策をまとめたガイドブックの作成等を柔軟に実施し、入居から退去までの不安解消をサポートします。

※住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合においては、当該支援業務の内容、 対価及び提供の条件に関する事項を含めて記載してください。

３　その他

地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項		・栃木県や自治体協議会が主催する関連イベントに積極的に参加し行政および居住支援法人との連携強化に取り組む。 ・居住支援協議会等からセミナー等への講師派遣依頼があった際には、可能な限り対応する。
支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項		・全国居住支援法人協議会等が実施する研修等への積極的な参加。 ・スタッフ間で、各事例についての対応策や、居住支援協議会関連情報を共有し情報レベルの底上げ、平準化を図る。
支援業務以外の業務内容 （実施する場合のみ）		
支援業務を開始しようとする年月日		2026 年　10 月　　1 日
支援業務に関する問合せを受けるための連絡先		0120-460-560
申請に関する連絡先	担当者名	居住支援連携室　　種田　聖
	電話番号	03-6630-8037
	メールアドレス	kyojuushien_osg@homenet-24.co.jp